

平成23年度

事業概要

横浜市資源循環局



目

次

第1 機構・組織・人員及び予算

- 1 資源循環局組織図・・・・・・・・・・・・・1
- 2 資源循環局事務分掌・・・・・・・・・・・・・4
- 3 所属・職種別人員表・・・・・・・・・・・・・11
- 4 平成23年度予算・・・・・・・・・・・・・12

第2 ごみ処理

- 1 平成22年度処理状況・・・・・・・・・・・・・20
- 2 平成22年度ごみ組成・・・・・・・・・・・・・21
- 3 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量・21
- 4 処理状況の推移・・・・・・・・・・・・・22

第3 ごみと資源物の収集

- 1 家庭系ごみ・・・・・・・・・・・・・24
 - (1) 燃やすごみ
 - (2) 缶・びん・ペットボトル
 - (3) 小さな金属類
 - (4) 乾電池
 - (5) プラスチック製容器包装
 - (6) スプレー缶
 - (7) 古紙
 - (8) 古布
 - (9) 燃えないごみ
 - (10) 粗大ごみ
- 2 事業系ごみ・・・・・・・・・・・・・26
- 3 動物の死体処理・・・・・・・・・・・・・26
- 4 ごみ処理原価年度別推移・・・・・・・・・・・・・26

第4 ヨコハマ3R夢プランの推進

- 1 ヨコハマ3R夢プランの概要・・・・・・・・・・・・・27
- 2 市民・事業者・行政が情報を共有・・・・・・・・28
 - (1) 広報啓発活動

- 3 市民・事業者・行政が協働し、
ごみ減量を推進・・・・・・・・・・・・・30
 - (1) 「ヨコハマ3R夢」推進会議
 - (2) 環境事業推進委員制度
 - (3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰
 - (4) リデュース（発生抑制）に向けた取組
- 4 徹底的なごみの分別と資源化の推進・・・・・・・・32
 - (1) 家庭系ごみ
 - ア 分別収集品目拡大事業
 - イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集
 - ウ 古紙及び古布の分別収集
 - エ プラスチック製容器包装の分別収集
 - オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集
 - カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度
 - キ 集合住宅対策
 - ク 資源集団回収促進事業
 - ケ 資源回収ボックス
 - コ センターリサイクル
 - サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成
 - シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成
 - ス 生ごみ回収・資源化調査事業
 - (2) 事業系ごみ
 - ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ
 - イ 立入調査
 - ウ 焼却工場での搬入物検査
 - エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度
 - オ せん定枝のリサイクル
 - カ 公共用コンポスト事業
 - キ 「市役所ごみゼロ」の推進
- 5 環境に配慮したごみ処理の推進・・・・・・・・39
 - (1) 焼却処理

(2) 焼却灰の有効利用	(4) 立入指導
(3) 埋立処分	7 最終処分指導・・・・・・・・・・ 50
(4) 焼却工場の余熱利用	8 公共関与による処理処分施設・・・・・・・・ 50
(5) 廃棄物資源化技術等の調査・研究	9 建設リサイクル法等に係る事務・・・・・・・・ 50
(6) 排出禁止物・適正処理困難物	10 自動車リサイクル法に係る事務・・・・・・・・ 51
(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導	11 戸塚区品濃町産業廃棄物処分場対策・・ 51
6 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進・・ 43	
(1) クリーンタウン横浜事業	第7 研修・厚生
(2) 不法投棄防止対策	1 職員研修・・・・・・・・・・ 52
(3) 放置自動車の処理	2 衛生管理・・・・・・・・・・ 52
	(1) 特別健康診断等
第5 し尿処理	(2) その他
1 収集処理の状況・・・・・・・・・・ 45	3 事故防止対策・・・・・・・・・・ 52
2 終末処理の状況・・・・・・・・・・ 45	(1) 労働衛生教育等
3 公衆トイレ・災害対策用トイレ・・・・・・・・ 45	(2) 諸施策
4 浄化槽・・・・・・・・・・ 45	
(1) 浄化槽設置の手続き	第8 (財)横浜市資源循環公社
(2) 設置指導及び工事検査	1 概要・・・・・・・・・・ 53
(3) 維持管理指導	(1) 設立年月日
5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況・・・・・・・・ 46	(2) 所在地
	(3) 基本財産
第6 産業廃棄物	2 事業内容・・・・・・・・・・ 53
1 産業廃棄物・・・・・・・・・・ 47	(1) 南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業
(1) 発生状況と処理状況	(2) 廃棄物管路収集施設管理運営事業
(2) 産業廃棄物の処分状況	(3) クリーンセンタービル管理事業
2 第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画 (産廃3R夢プラン)・・・・・・・・・・ 48	(4) グリーンコンポスト施設管理運営事業
3 不適正処理の監視・指導・・・・・・・・・・ 48	(5) 資源選別施設管理運営事業
4 排出事業者指導・・・・・・・・・・ 48	(6) 粗大ごみ受付収集事業
5 PCB廃棄物適正処理の推進・・・・・・・・ 49	(7) 資源回収センター管理運営事業
6 処理業者指導・・・・・・・・・・ 49	(8) 神明台処分地スポーツ施設管理運営事業
(1) 許可件数の推移	(9) 輸送事務所管理運営事業
(2) 産業廃棄物処理業許可業者数	(10) 搬入土砂監視検査事業
(3) 実績の報告	(11) 南本牧処分場陸地部有効活用事業

第9 手数料関係	
1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用	55
2 ごみ処理手数料の推移	56
3 動物死体処理手数料の推移	57

総合施策	103
------	-----

資料編

第1 条例・規則

1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び 適正処理等に関する条例	58
2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び 適正処理等に関する規則	69
3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の 防止及び適正な処理に関する条例	81
4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止 及び適正な処理に関する条例施行規則	84
5 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則	86
6 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の 防止等に関する条例	87
7 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の 防止等に関する条例の一部を改正する条 例の施行期日を定める規則	90
8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の 防止等に関する条例施行規則	90

第2 主要な告示

1 一般廃棄物処理実施計画	92
2 再生利用等促進物の指定	100
3 適正処理困難物の指定	100
4 美化推進重点地区の指定	100
5 自動販売機の届出対象地区の指定	100
6 喫煙禁止地区の指定	100
7 横浜市が処分する産業廃棄物	101
8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び 適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく	

第3 事業年表

1 沿革	104
2 最近の事業	105

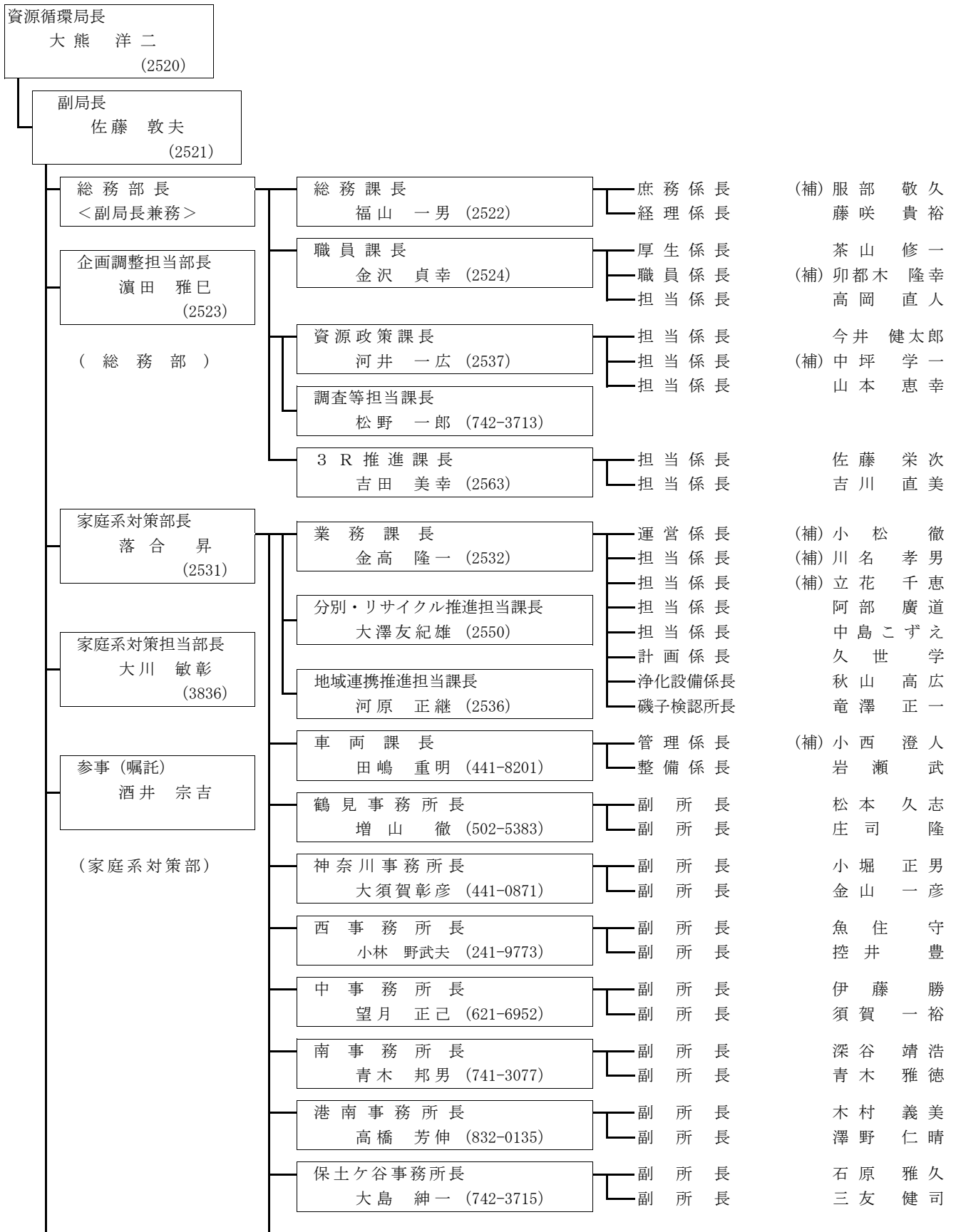
第4 施設・車両等

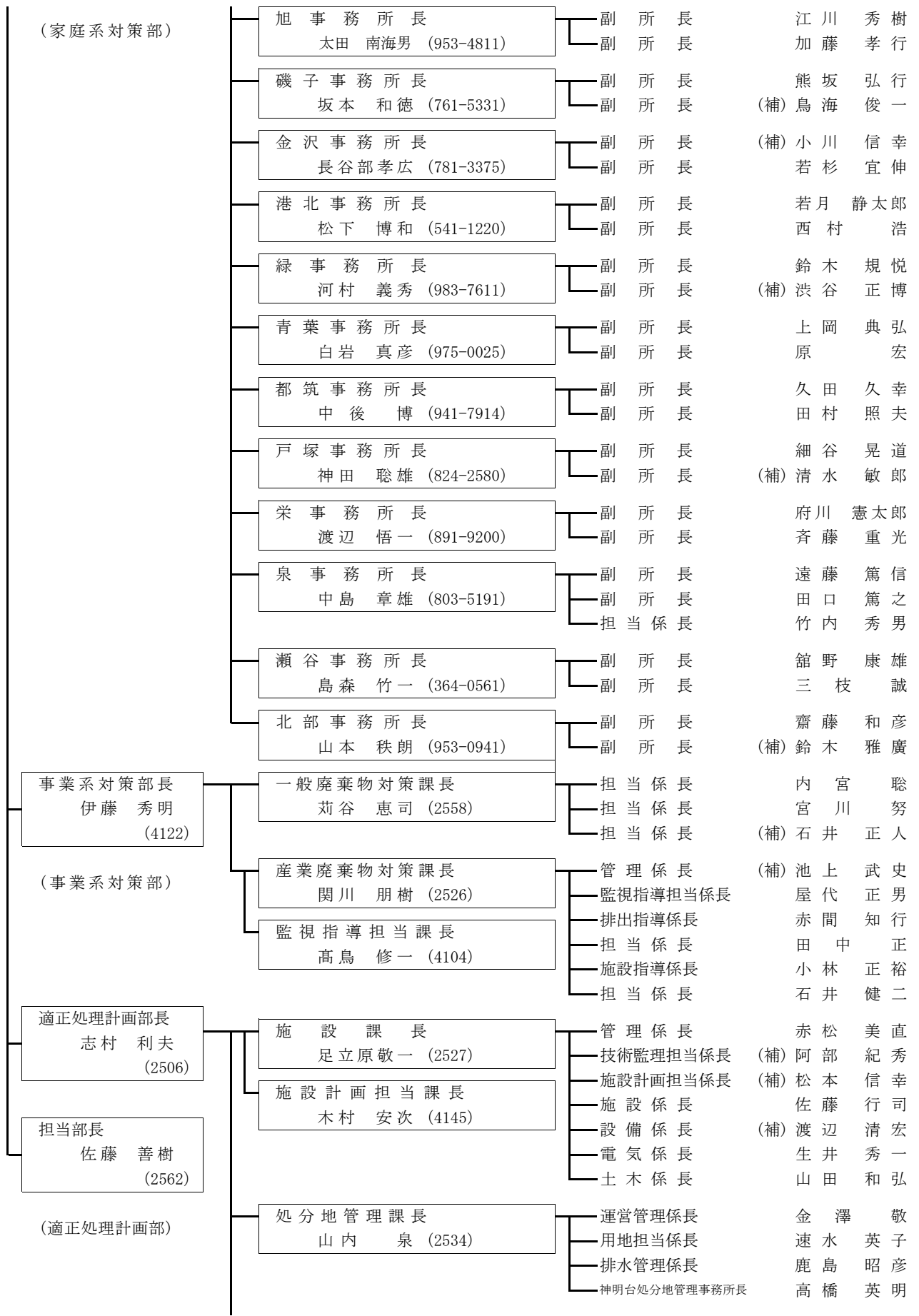
1 施設	111
(1) 車両課	
(2) 事務所	
(3) し尿検認所	
(4) 焼却工場	
(5) 資源政策課調査等担当	
(6) 最終処分場	
(7) リサイクル関連施設	
(8) 収集施設	
(9) 余熱利用施設	
(10) 粗大ごみ収集センター	
(11) 公衆トイレ	
2 焼却工場・輸送事務所一覧	117
(1) 焼却工場	
(2) 輸送事務所	
3 車両等	120
(1) ごみ関係車両	
(2) し尿関係車両	
4 資源化施設一覧	121
5 施設配置図	123

第1 機構・組織・人員及び予算

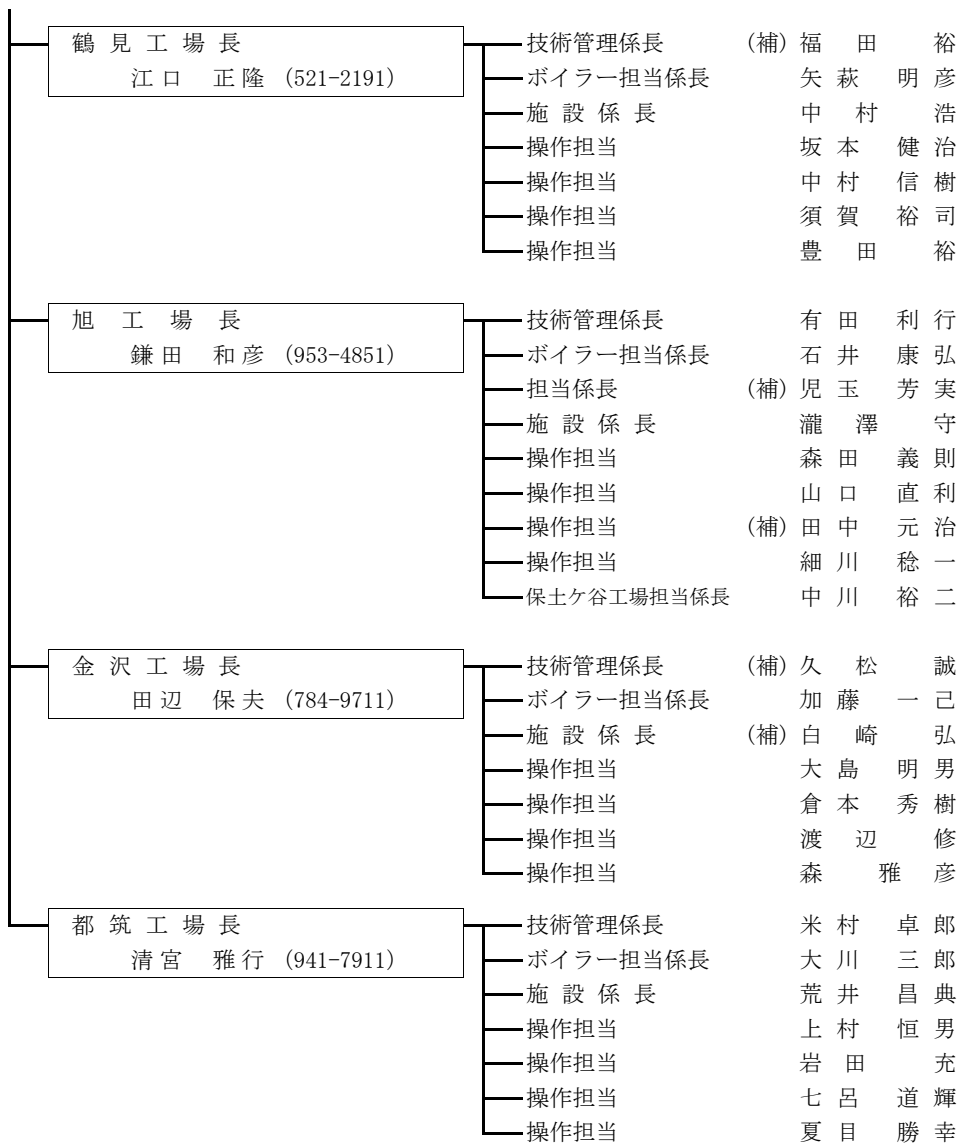
1 資源循環局組織図(平成23年5月1日)

(補)は課長補佐





(適正処理計画部)



(財) 横浜市資源循環公社	課長 長 英司	係長 内藤 満
(社) 全国都市清掃会議	課長 八 欽 浩	
環境省		係長 近藤 淳史
経済産業省		係長 春日井 利宜

2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。

- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。

3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 他区局・統括本部との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 廃棄物等の資源化のための施策の立案及び総合調整に関すること。

家庭系対策部

業務課

運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 4 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。
- 6 地域における発生抑制、再使用及び再生利用に向けた事業の推進に関すること。
- 7 環境事業推進委員に関すること。
- 8 街の美化の推進に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 9 不法投棄廃棄物に関すること。
- 10 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 11 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関すること。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関すること。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関すること。
- 9 北部事務所及び礫子検認所に関すること。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

磯子検認所

- 1 検認所の管理に関する事。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関する事。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関する事。
- 4 所属職員の労務管理に関する事。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関する事。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関する事。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関する事。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関する事。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関する事。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関する事。
- 6 車両の記録及び統計に関する事。
- 7 機材の保管に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関する事。
- 2 機材の運用に関する事。
- 3 整備士の派遣に関する事。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関する事。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関する事。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関する事。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関する事（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関する事。
- 12 環境事業推進委員に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関

すること。

- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理処分に係る局所管施設及び併設施設の施設配置の計画及び調整等に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 6 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 7 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 8 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この部中「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

神明台処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第 4 号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のものの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

工 場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出处分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること（旭工場に限る。）。

3 所属・職種別人員表(平成23年5月1日)

所 属	職 名				職 種									
	事務	技術	技能	計	課長級以上	課長補佐 係長級	事務		技術	技 能			計	
							事務	指導員		転手等	自動車運 員等	保守技能 員等		
総務部	総務課	18	2		20	4	4	12						20
	職員課	14			14	1	2	11						14
	資源政策課	7	19		26	3	3	5		15				26
	3R推進課	7			7	1	2	4						7
小計		46	21		67	9	11	32		15				67
家庭系 対策部	業務課	39	5		44	5	7	25	3	4				44
	車両課	4	5	28	37	1	2	3		3			28	37
	鶴見事務所	11		78	89	1	2	2	6		78			89
	神奈川 "	10		61	71	1	2	2	5		61			71
	西 "	9		44	53	1	2	1	5		44			53
	中 "	9		27	36	1	2		6		27			36
	南 "	10		71	81	1	2	2	5		71			81
	港南 "	10		64	74	1	2	2	5		64			74
	保土ヶ谷 "	10		61	71	1	2	2	5		61			71
	旭 "	11		66	77	1	2	2	6		66			77
	磯子 "	9		66	75	1	2	1	5		66			75
	金沢 "	9		60	69	1	2	1	5		60			69
	港北 "	12		102	114	1	2	2	7		102			114
	緑 "	9		51	60	1	2	1	5		51			60
	青葉 "	12		88	100	1	2	3	6		88			100
	都筑 "	9		51	60	1	2	1	5		51			60
	戸塚 "	11		73	84	1	2	2	6		73			84
	栄 "	8		13	21	1	2		5		13			21
	泉 "	9		44	53	1	2	1	5		44			53
	瀬谷 "	8		38	46	1	2	1	4		38			46
北部事務所	8		61	69	1	2	1	4		61			69	
磯子検認所	1	3	5	9		1	1		2		5		9	
小計		228	13	1152	1393	25	48	56	103	9	1119	33	1393	
事業系 対策部	一般廃棄物対策課	10	2		12	2	3	4	2	1			12	
	産業廃棄物対策課	12	25		37	2	6	8		21			37	
小計		22	27		49	4	9	12	2	22			49	
適正処理 計画部	施設課	7	38		45	4	7	6		28			45	
	処分地管理課	6	1		7	1	2	4					7	
	排水管理係	1	8	5	14		1	1		7		5	14	
	神明台処分地管理事務所	2		7	9		1	1				7	9	
	鶴見工場	3	33	27	63	1	7	3		25		27	63	
	旭工場	4	36	27	67	1	9	4		26		27	67	
	金沢工場	3	26	32	61	1	7	3		18		32	61	
都筑工場	2	38	29	69	1	7	2		30		29	69		
小計		28	180	127	335	9	41	24		134		127	335	
合計		324	241	1279	1844	47	109	124	105	180	1119	160	1844	

4 平成23年度予算

平成23年度一般会計歳入予算説明

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増 △ 減	説 明
14款 分担金及び負担金	千円 9,643	千円 9,643	千円 0	
1項 負担金	9,643	9,643	0	
4目 資源循環費金	9,643	9,643	0	
(1) 駅前広場清掃費金	9,643	9,643	0	横浜駅西口駅前広場清掃に伴う東日本旅客鉄道(株)からの負担金
15款 使用料及び手数料	6,131,280	6,296,235	△164,955	
2項 手数料	6,117,742	6,157,379	△39,637	
4目 資源循環手数料	6,117,742	6,157,379	△39,637	
(1) 一般廃棄物処理手数料	4,866,962	5,043,129	△176,167	一般廃棄物処理量の減
(2) 産業廃棄物処理手数料	1,250,500	1,113,750	136,750	産業廃棄物処理量の増
(3) 使用済自動車等引取業者登録申請手数料	280	500	△220	
3項 証紙収入	13,538	138,856	△125,318	
4目 資源循環証紙収入	13,538	138,856	△125,318	
(1) 証紙収入	13,538	138,856	△125,318	産業廃棄物許可申請事務が神奈川県に移管されたことによる減
16款 国庫支出金	141,198	14,730	126,468	
2項 国庫補助金	141,198	11,030	130,168	
5目 資源循環費金	141,198	11,030	130,168	
(1) 低公害車両整備費補助金	6,897	5,530	1,367	低公害車両整備に伴う補助金
(2) 地球温暖化対策費補助金	5,500	5,500	0	生ごみ回収・資源化調査事業に伴う補助金
(3) 工場補助費金	128,801	0	128,801	都筑工場震災対策事業に伴う補助金
3項 国庫委託金	0	3,700	△3,700	
6目 資源循環費金	0	3,700	△3,700	
(1) 歩道清掃費金	0	3,700	△3,700	

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
17款 県 支 出 金	千円 37,998	千円 39,540	千円 △ 1,542	
2項 県 補 助 金	37,998	39,540	△ 1,542	
13目 緊 急 雇 用 創 出 事 業 費 補 助 金	37,998	39,540	△ 1,542	
(1) 緊 急 雇 用 創 出 事 業 費 補 助 金	37,998	39,540	△ 1,542	
18款 財 産 収 入	198,226	228,502	△ 30,276	
1項 財 産 運 用 収 入	176,117	189,187	△ 13,070	
1目 財 産 貸 付 収 入	176,117	189,187	△ 13,070	
(1) 土 地 貸 付 収 入	176,117	188,557	△ 12,440	
(2) 建 物 貸 付 収 入	0	630	△ 630	
2項 財 産 売 払 収 入	22,109	39,315	△ 17,206	
2目 物 品 売 払 収 入	14,794	24,800	△ 10,006	
(1) 不 用 物 品 売 払 収 入	14,794	24,800	△ 10,006	不 用 車 両 売 却 収 入
3目 生 産 物 売 払 収 入	7,315	14,515	△ 7,200	
(1) 生 産 物 売 払 収 入	7,315	14,515	△ 7,200	グ リ ー ン コ ン ポ ス ト 製 品 の 売 却 収 入
19款 寄 附 金	8,000	5,530	2,470	
1項 寄 附 金	8,000	5,530	2,470	
1目 指 定 寄 附 金	0	1,980	△ 1,980	
(2) 放 置 自 動 車 処 理 費 寄 附 金	0	1,980	△ 1,980	
2目 一 般 寄 附 金	8,000	3,550	4,450	
(1) 日 本 中 央 競 馬 会 寄 附 金	8,000	3,500	4,500	喫 煙 禁 止 地 区 へ の 表 示 板 等 の 設 置 に 伴 い 日 本 中 央 競 馬 会 か ら 交 付
(5) 発 生 抑 制 活 動 推 進 寄 附 金	0	50	△ 50	
(6) 資 源 循 環 公 社 寄 附 金	437,357	0	437,357	資 源 循 環 局 予 算 に 充 当 な し

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
20款 繰 入 金	千円 23,000	千円 13,000	千円 10,000	
7項 環 境 保 全 基 金 繰 入 金	23,000	13,000	10,000	
1目 環 境 保 全 基 金 繰 入 金	23,000	13,000	10,000	
(1) 環 境 保 全 基 金 繰 入 金	23,000	13,000	10,000	地域グリーンニューディール基金
22款 諸 収 入	5,851,955	5,150,858	701,097	
1項 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	9,011	9,711	△ 700	
1目 延 滞 金	1	1	0	
(1) 延 滞 金	1	1	0	一般廃棄物処理手数料に係る延滞金
3目 過 料	9,010	9,710	△ 700	
(1) 過 料	9,010	9,710	△ 700	喫煙禁止地区等における過料
3項 貸 付 金 元 利 収 入	1,170	1,070	100	
5目 資 源 循 環 費 貸 付 金 元 利 収 入	1,170	1,070	100	
(1) 一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料 収 納 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	850	750	100	
(2) ポイ捨て・喫煙禁止 条 例 過 料 収 納 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	320	320	0	

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
5項 雑 入	5,841,774	5,140,077	701,697	
6目 資源循環費雑入	4,800,389	4,477,274	323,115	
(1) 施設管理収入	164,820	168,804	△ 3,984	
(2) 資源化物 売 払 収 入	1,709,868	1,409,709	300,159	缶・古紙等の売払単価の増
(3) 広告料収入	3,227	3,058	169	
(4) 発電収入	2,636,209	2,592,820	43,389	焼却工場の発電電力売却収入
(5) 移動トイレ収入	200	725	△ 525	
(6) 他都市廃棄物 処 理 収 入	285,065	301,158	△ 16,093	三浦市・葉山町の廃棄物処理料
(7) 自動車損害賠償 責任保険金収入	1,000	1,000	0	
14目 雑 入	1,041,385	662,803	378,582	
(2) 社会保険料 納 付 金	2,284	4,894	△ 2,610	嘱託員の社会保険料本人負担分
(3) そ の 他	1,039,101	657,909	381,192	指定法人再商品化拠出金の増
23款 市 債	1,431,000	834,000	597,000	
1項 市 債	1,431,000	834,000	597,000	
6目 資源循環債	1,431,000	834,000	597,000	
(1) 工場 充 当 費 債	676,000	0	676,000	都筑工場震災対策事業に伴う市債
(2) 産業廃棄物対策 充 当 費 債	755,000	834,000	△ 79,000	戸塚区品濃町最終処分場支障除去事業に伴う市債
歳 入 合 計	13,832,300	12,592,038	1,240,262	

平成23年度一般会計歳出予算説明

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
	千円	千円	千円	
7款 資源循環費	44,076,651	44,999,626	△ 922,975	
1項 資源循環管理費	27,057,935	28,055,477	△ 997,542	
1目 資源循環総務費	19,162,485	19,781,613	△ 619,128	局職員の人件費 廃棄物減量化・資源化等推進審議会経費 一般廃棄物処理手数料徴収事業 クリーンセンタービル管理委託費等 (減額理由) 人件費の減
2目 減量・リサイクル 推 進 費	4,703,892	4,792,744	△ 88,852	分別・リサイクル推進事業 資源選別施設運営事業 ヨコハマ3R夢プラン推進事業費 発生抑制等推進事業費 生ごみコンポスト化推進事業 資源集団回収促進事業費 生ごみ回収・資源化調査事業 事業系ごみ適正搬入推進事業 グリーンコンポスト施設運営事業等 (減額理由) リサイクルプラザ運営事業及びリサイクルコ ミュニティセンター運営事業の減
3目 事務所費	1,197,292	1,313,160	△ 115,868	事務所等運営費 事務所等補修費 震災対策事業(事務所等)等 (減額理由) 事務所等運営費の減
4目 事務所等整備費	94,464	214,238	△ 119,774	資源化施設基幹改修事業 (減額理由) 中継施設整備事業の減
5目 車両管理費	1,899,802	1,953,722	△ 53,920	収集車等低公害化推進事業 車両等維持管理費 車両保全費等 (減額理由) 車両保全費の減

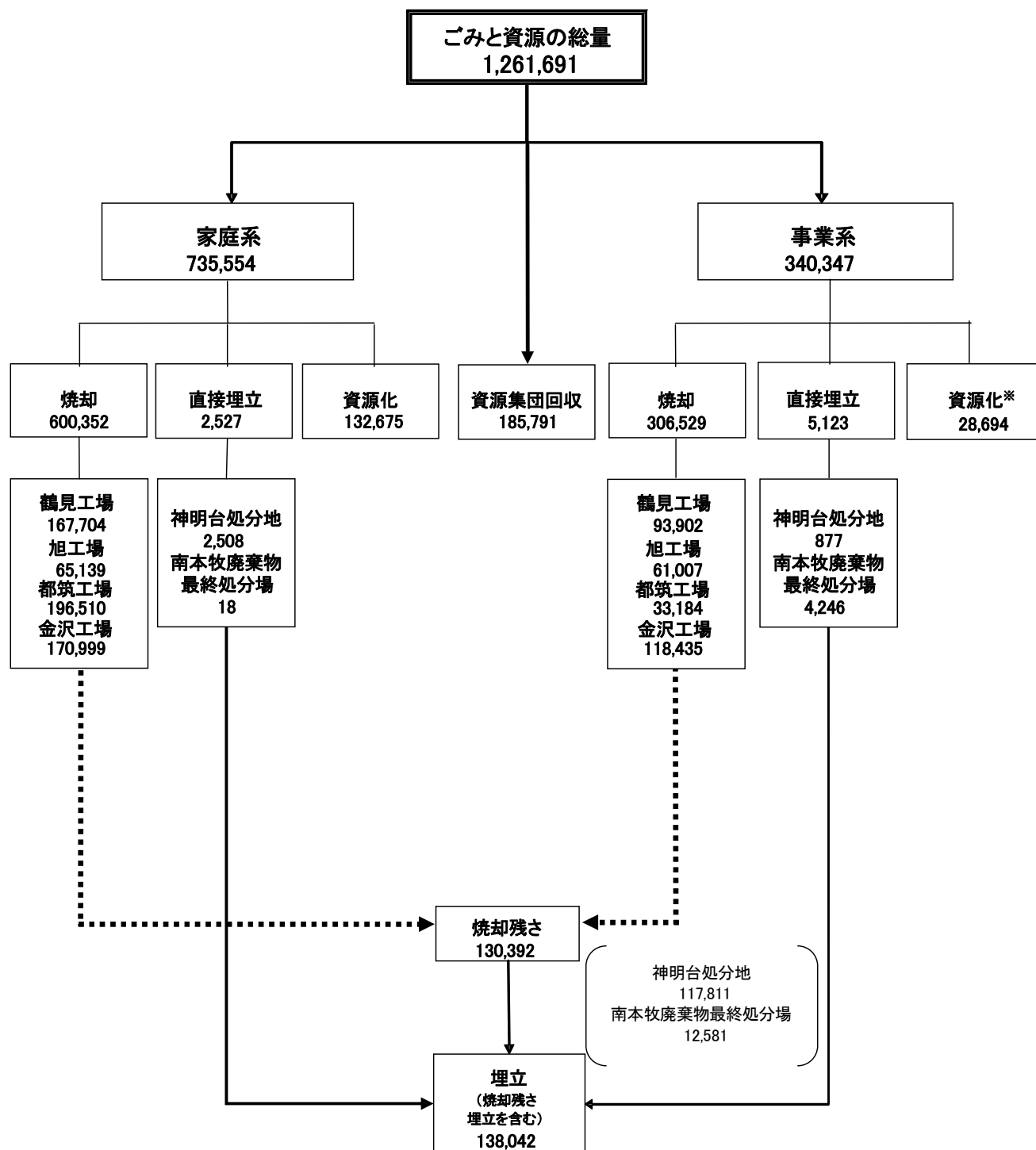
科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
	千円	千円	千円	
2項 適正処理費	16,693,639	16,613,187	80,452	
1目 適正処理費	3,908,537	3,950,872	△ 42,335	粗大ごみ処理事業 家庭ごみ収集運搬業務委託事業 中継輸送業務委託事業 クリーンタウン横浜事業 不法投棄防止対策事業 放置自動車対策事業 管路収集施設運営事業等 (減額理由) 粗大ごみ処理事業の減
2目 工場費	4,357,445	3,706,094	651,351	工場運営費 工場補修費 焼却工場排ガス処理設備等整備事業 震災対策事業(工場)等 (増額理由) 震災対策事業(工場)の増
3目 処分地費	6,585,911	6,077,626	508,285	南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備事業 南本牧埋立事業負担金 南本牧廃棄物最終処分場埋立業務委託 神明台処分地地下水環境保全対策事業 環境保全調査費(処分地)等 (増額理由) 南本牧埋立事業負担金の増
4目 産業廃棄物費	1,841,746	2,878,595	△ 1,036,849	南本牧最終処分場埋立事業 不適正処理監視・指導強化事業 PCB適正処理推進事業 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去事業 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業等 (減額理由) かながわ廃棄物処理事業団清算事業の減

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
3項 し尿処理費	千円 325,077	千円 330,962	千円 △ 5,885	
1目 し尿処理総務費	265,449	277,315	△ 11,866	し尿処理総務管理事業 公衆トイレ維持管理事業 浄化槽指導事業 (減額理由) 公衆トイレ維持管理事業の減
2目 し尿処理施設費	59,628	53,647	5,981	磯子検認所費 磯子検認所補修費 災害対策用トイレ整備事業 公衆トイレ整備事業 (増額理由) 公衆トイレ整備事業の増
歳 出 合 計	44,076,651	44,999,626	△ 922,975	

第2 ごみ処理

1 平成22年度 処理状況

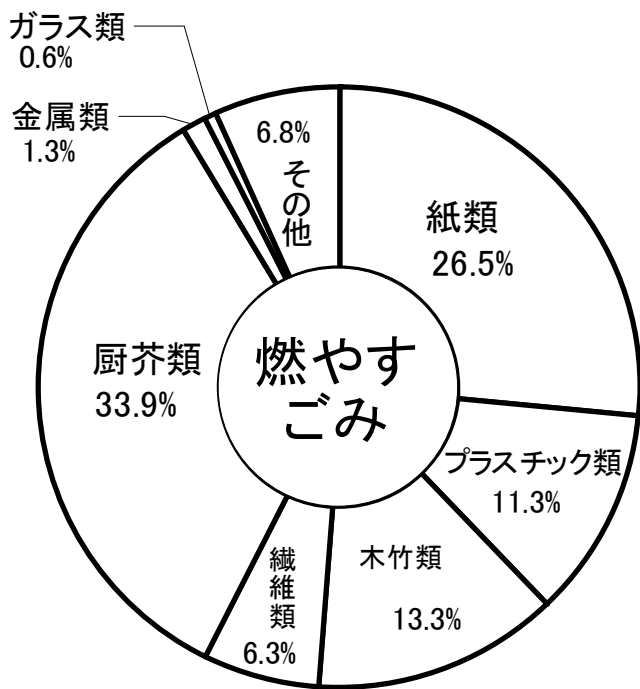
(単位：トン)



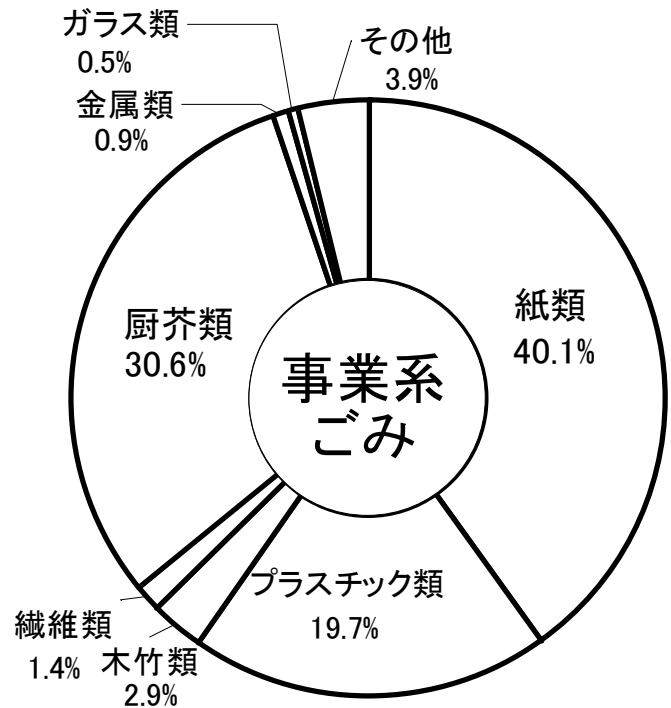
※事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※表中の数値は端数処理をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

2 平成22年度ごみ組成



注)市内18区について、各区約140世帯の調査地域を設定し、年2回調査した。



注)焼却工場において、許可業者の収集車から採取し調査した。2工場で年4回調査した。

工場に搬入され焼却するすべてのごみ組成の経年変化

	紙類	プラスチック類	木竹類	繊維類	厨芥類	金属類	ガラス類	石陶磁器	その他
平成21年	36.5	14.4	10.5	5.5	27.2	0.7	0.4		4.8
平成22年	36.0	14.0	6.7	5.7	31.6	1.1	0.5		4.4

単位:%

上段円グラフ:「燃やすごみ」は、家庭系ごみのうち燃やすごみ。「事業系ごみ」は、焼却する物の組成。すべて湿基準で表示。

下段棒グラフ:工場ごみピットより採取したごみのデータを使用。すべて湿基準で表示。

3 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量

平成21年度実績 28.2万トン-CO₂

平成22年度実績 23.0万トン-CO₂ (対21年度比 18.4%減)

※温室効果ガス排出量の算出には、ごみの焼却によるものと事務所・工場等の施設運営、収集車等の車両の走行によるものに、ごみ発電による削減効果を加えています。

4 処理状況の推移

		処 理 内 訳															
		ご み 量							計	家 庭 系							
		家 庭 系			事 業 系			缶		びん	ペットボ トル	小さな金 属類	プラステッ ク製容器 包装	スプレー 缶	古紙	古布	
		焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計										
ごみと資源の 総量		焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計	計	缶	びん	ペットボ トル	小さな金 属類	プラステッ ク製容器 包装	スプレー 缶	古紙	古布	
21年度		1,275,444	608,907	2,393	611,300	313,097	5,331	318,428	929,728	10,651	21,604	12,087	5,124	48,553	546	25,999	3,473
22年度		1,261,691	600,352	2,527	602,879	306,529	5,123	311,652	914,531	10,489	21,973	12,421	5,384	48,958	588	17,478	2,551
平 成 2 2 年 度 月 別	4月	101,687	48,540	187	48,727	24,010	529	24,539	73,266	835	1,907	900	455	4,111	48	1,901	202
	5月	111,295	56,337	222	56,559	24,965	430	25,394	81,953	852	1,730	1,017	512	4,187	38	1,776	399
	6月	106,885	51,304	215	51,519	26,778	515	27,293	78,812	867	1,785	1,069	446	4,236	45	1,498	252
	7月	114,344	55,231	186	55,417	28,617	435	29,052	84,469	904	1,805	1,254	415	4,236	40	1,538	227
	8月	106,429	51,230	204	51,435	26,786	348	27,135	78,569	945	1,771	1,388	426	3,900	43	1,481	202
	9月	99,005	44,612	176	44,788	26,400	343	26,743	71,532	916	1,759	1,346	431	3,976	51	1,358	142
	10月	108,735	52,146	200	52,346	26,769	265	27,034	79,380	949	1,814	1,175	435	4,027	56	1,381	234
	11月	108,806	52,498	230	52,729	26,178	363	26,541	79,270	825	1,844	919	471	3,980	59	1,336	232
	12月	117,734	55,384	291	55,675	27,967	459	28,425	84,100	906	1,965	906	599	4,233	56	1,627	236
	1月	100,699	48,129	179	48,308	23,157	326	23,483	71,791	879	2,055	893	402	4,217	49	1,236	181
	2月	88,534	40,320	185	40,505	21,503	541	22,044	62,549	745	1,670	723	346	3,712	63	1,129	120
	3月	97,536	44,619	252	44,871	23,399	569	23,969	68,840	867	1,868	833	444	4,142	40	1,218	124

- ※ 1 生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。
- ※ 2 事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。
- ※ 3 表中の数値は端数処理をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

(単位:t)

資源化量											処理内訳					
蛍光灯、 電球	乾電池	粗大金属	ガラス残 さ	その他※1	小計	資源集団回収	事業系※2			計	ごみ量		資源化量	焼却残さ		
							せん定枝	生ごみ	小計		焼却	直接 埋立		計	埋立	資源化
216	435	6,406	5,579	89	140,762	180,771	17,276	6,907	24,183	345,716	922,004	7,724	929,728	345,716	117,871	10,777
206	435	6,657	5,435	99	132,675	185,791	20,489	8,205	28,694	347,160	906,882	7,649	914,531	347,160	130,392	-
14	25	519	399	6	11,322	15,733	735	631	1,366	28,421	72,551	715	73,266	28,421	10,175	-
17	52	517	412	8	11,516	16,101	981	744	1,725	29,342	81,302	652	81,953	29,342	11,628	-
18	26	558	486	9	11,295	14,365	1,586	827	2,413	28,073	78,082	730	78,812	28,073	10,669	-
18	26	555	469	8	11,494	15,915	1,675	791	2,467	29,875	83,848	621	84,469	29,875	12,120	-
16	26	549	439	10	11,196	14,602	1,487	575	2,062	27,860	78,017	553	78,569	27,860	11,016	-
11	26	562	457	6	11,041	13,905	1,722	805	2,527	27,474	71,012	519	71,532	27,474	11,056	-
16	51	546	422	7	11,114	15,554	1,949	738	2,687	29,355	78,915	465	79,380	29,355	10,504	-
16	26	606	418	9	10,742	16,120	1,999	675	2,675	29,536	78,677	593	79,270	29,536	9,754	-
18	51	711	519	10	11,836	19,184	1,944	669	2,613	33,634	83,351	749	84,100	33,634	12,646	-
21	51	536	551	12	11,082	15,013	2,211	601	2,812	28,908	71,286	505	71,791	28,908	10,998	-
22	51	463	426	8	9,476	13,573	2,316	621	2,937	25,986	61,823	726	62,549	25,986	8,973	-
21	24	536	437	6	10,560	15,726	1,885	526	2,411	28,696	68,019	821	68,840	28,696	10,852	-

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成23年4月現在、市内全域の1,586,986世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに18か所の収集事務所が、収集を行っています（粗大ごみを除く）。

平成17年4月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました（33ページ参照）。収集品目は10分別15品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成23年4月現在66,306か所です。

ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害のある方を対象に、ボランティアと協力して、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。

また、道幅が狭く、収集車が入れないため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪車による狭路収集を実施しています。

(1) 燃やすごみ


週2回（月・金または火・土）収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品（50cm未満の物）、少量の木の枝、板などです。

中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）、又はふた付きの容器での排出としています。

(2) 缶・びん・ペットボトル

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん、及び飲み物・酒・みりん・しょうゆ等が入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどは外して中を洗ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(3) 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日）収集し、市内5か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して排出します。


(4) 乾電池

週2回（燃やすごみ収集日と同じ日）収集し、市内1か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内3か所の間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの（容器）や、包んでいたもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、プラスチック製容器包装類のマーク  のあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を使い切ってから中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中が確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) スプレー缶

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(7) 古紙

月2回（1回目と3回目または2回目と4回目の月～土のいずれか）、主に平ボディ車で収集し、市内13か所のストックヤードに搬入しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしぼるか、大ききのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

※資源集団回収の実施状況等を考慮し、月1回収集または収集しない地域があります。

(8) 古布

月2回（古紙の収集日と同じ日）、主に平ボディ車で収集し、市内13か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。

※資源集団回収の実施状況等を考慮し、月1回収集または収集しない地域があります。

(9) 燃えないごみ

週2回（燃やすごみの収集日と同じ）実施しています。主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示して排出します。

(10) 粗大ごみ

金属製品で30cm以上のもの、木製品やプラスチック製品などで50cm以上のものを対象としています。電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方がいる世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方に対しては、自宅内に入って収集する「持ち出し収集」のサービスを、平成13年度から行っています。

2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない、とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。焼却工場では、資源化可能な古紙を除く一般廃棄物を受け入れています。

3 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、手数料（6,500円／個）を徴収しています。

平成22年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況 (単位：個)

種類	区分	処理個数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		864	815	49
ねこ		8,473	995	7,478
その他		2,819	248	2,571
計		12,156	2,058	10,098

4 ごみ処理原価年度別推移

(単位：円／t)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
ごみ処理原価	45,240	42,401	43,148	44,491	44,156	
内 訳	収 集 運 搬	27,924	27,050	27,873	28,502	27,622
	処 理 処 分	17,316	15,351	15,275	15,989	16,534

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

第4 ^{スリム}ヨコハマ3R夢プランの推進

1 ^{スリム}ヨコハマ3R夢プランの概要

市民・事業者の皆さんと協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」が平成22年度で終了することから、平成23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」を策定しました。

「ヨコハマ3R夢プラン」ではG30を礎として、「3R」とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組みを進めることとし、ごみと資源の総量を平成37年度までに10%以上削減する目標を設定しました。また、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスについても、平成37年度までに50%以上削減する目標を設定しました。

環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち・横浜の実現を目指し取組みを進めます。

「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を平成37年度までに10%以上削減、平成25年度までに3%以上削減（平成21年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを平成37年度までに50%以上削減、平成25年度までに10%以上削減（平成21年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追及

2 市民・事業者・行政が情報を共有

(1) 広報啓発活動

ア ヨコハマ3R夢プランのPR

市民・事業者にはヨコハマ3R夢プランの周知を図り、3R行動を実践してもらうため、「ヨコハマ3R夢」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行います。

また、平成23年6月8日に横浜F・マリノスが「ヨコハマ3R夢！広報大使」に就任しました。

平成22年度実績

イベント	・ザよこはまパレード（国際仮装行列）への参加 ・横浜開港祭への参加 ・横浜国際フェスタへの参加 他	・ごみゼロの日イベントの開催
広報	市バスパートラッピング、市営地下鉄へのポスター掲示、新聞への広告掲載 他	

イ 子どもたちを対象にした事業

(7) 「ヨコハマ3R夢」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「3Rでごみ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行います。

※ 平成22年度実績

表彰総数 141 点（応募総数 1,406 点／応募校数 203 校）

(イ) 小学4年生向け環境副読本

小学4年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、環境副読本「つなごう未来へ ヨコハマ3R夢」を市内の小学4年生の児童全員（国、私立含む）に配布しています。

ウ 啓発拠点

収集事務所や焼却工場で、「3R夢講座」、「ごみ・環境関連展示コーナー」、「各種イベント」など子どもから大人まで、誰もが楽しみながら3Rや環境問題を学ぶことができるよう、啓発拠点として充実を図っています。

(ア) 3R夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1（都筑工場内）

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsuzukik/>

(イ) 3R夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1（金沢工場内）

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/kanazawak/>

(ウ) 3R夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1（鶴見工場内）

TEL 521-2191 FAX 521-2193

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsurumik/>

(エ) 3R夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1（旭工場内）

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/asahik/>

(オ) リサイクルひろば 港南

所在地 港南区港南台 8-4-41（港南事務所内）

TEL 832-0135 FAX 832-5204

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/konan/>

(カ) プレパーク さかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1（栄事務所内）

TEL 891-9200 FAX 893-7641

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/sakae/>

エ その他

(ア) 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。

(イ) インターネットホームページによる情報提供

環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムで分かりやすく市民に提供しています。

※ 平成 22 年度トップページアクセス件数：約 24 万件ヒット

アドレス：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設（平成 20 年 9 月）し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるよう情報発信をしています。

※ 平成 22 年度トップページアクセス件数：約 2 万 3 千件ヒット

アドレス：<http://m.city.yokohama.lg.jp/sj/>

(ウ) 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解して頂き、3Rの普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校 4 年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の全校受入れを実施しています。

※ 平成 22 年度小学校受入実績：359 校

3 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 「ヨコハマ3R夢」推進会議

ごみと資源の総排出量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に向けた3R行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・統括本部長からなる「ヨコハマ3R夢」推進会議を設置し、計画の進捗管理、ごみと資源の総排出量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減目標・取組方針を決定し、全庁的に3R行動を中心とした計画の推進をしています。

また、各区の実情に合わせた形で推進体制を構築し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「ヨコハマ3R夢プラン」を推進するための行動計画の作成や進行管理をしています。

(2) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での3R推進活動のリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成23・24年度：約4,500人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・ 3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 清潔できれいな街づくりの推進
- ・ 地域への情報提供
- ・ 住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行います。

平成22年度表彰者※横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰として行っています。

区 分	個人	団体	事業者	合計
G30行動推進者	12	11	—	23
G30行動推進事業者	—	—	—	—
分別優良事業所	—	—	21	21
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	—	—	11	11
清潔できれいな街づくり推進者	24	29	—	53
環境事業推進委員永年在職者	622	—	—	622
合計	658	40	32	730

記念講演会

- 日 時 平成22年12月5日
場 所 パシフィコ横浜会議センター
テーマ 「もったいない宣言！」
講 師 北野 大 氏
参加者 902名 （一般参加者を含む）

(4) リデュース（発生抑制）に向けた取組

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、ごみ削減のキーワードである3Rのうち、もっとも環境にやさしい取組であるごみのリデュース（発生抑制）に向けた取組の具体化や、市民のライフスタイル転換を進めます。

平成21年度に発足した「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3者検討会」において平成22年7月にまとめた検討結果を基に、平成22年10月に、誰もが参加できるリデュースの推進体制である「ヨコハマ^{リデュース}R ひろば」を設置し、そのスタートアップイベントとして「ヨコハマ^{リデュース}R ひろば”キックオフミーティング」を開催しました。

「ヨコハマ^{リデュース}R ひろば」では、ウェブサイトやイベントなどで情報の受発信を行うほか、新たな取組の推進組織である「ヨコハマ^{リデュース}R 委員会」を立ち上げました。委員会は、市民・事業者・行政の3者で構成され、情報の提供、広報、協力者の紹介などを行うことで、新たな取組を実現させていきます。

平成23年度においては、引き続き新たな取組を実現させていくとともに、3者の協力により実現した新たな取組についてイベントなどにおいてPRしていくことなどを通じ、市民や事業者に対してわかりやすい形でリデュース活動を提案し、横浜におけるリデュースの取組を推進していきます。

横浜市 チャレンジ・ザ・リデュース 3者検討会	座長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副座長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか25名 平成22年度開催数：2回
ヨコハマ ^{リデュース} R ひろば キックオフミーティング	平成22年10月3日（日） はまぎんホールヴィアマーレ 基調講演：「始めよう！横浜らしく、かつこいい“リデュース”」 ※講師：筑波大学大学院教授 西尾チヅル氏 身近な3Rの取組のご紹介 →マイボトルスポットの紹介、市民委員による活動紹介、 リデュースクイズ等 記念講演：「地球環境と3R」 ※講師：千葉商科大学政策情報学部長・教授 宮崎緑氏 来場者数：約170名

ヨコハマ^{リデュース}R ひろば （ウェブサイト <http://www.r-hiroba.jp/>）

ヨコハマ3R夢パートナー ・サポーター	「リデュースや3Rに取り組みよう！」そんな思いを持つ方や事業者等がウェブサイト上で参加登録するしくみです。 【ヨコハマ3R夢パートナー】 ・横浜市内に事業所や店舗、活動拠点のある事業者・団体を対象 （*スーパー等と協定を締結し環境にやさしい消費、販売行動を推進する「G30エコパートナー協定」はH22で終了） 【ヨコハマ3R夢サポーター】 ・横浜市内の在住、在学、在勤の個人の方を対象
メールマガジン	3Rやリデュースに関する最新の情報を届けます。
イベント開催・参加	いろいろな機会を捉えてリデュースの取組をPRします。
ヨコハマ ^{リデュース} R 委員会	委員長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副委員長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか28名（H23.6.29現在） ・会議：全体会議（年2回）検討会議（月1回 予定） 平成22年度開催数：全体会議1回、検討会議3回 ・委員会の役割：リデュースの取組実現に向けた支援の調整やコーディネート ・H22活動例：マイボトルの推進、食品トレー削減等

4 徹底的なごみの分別と資源化の推進

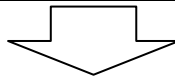
(1) 家庭系ごみ

ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、スプレー缶、古紙、古布、燃えないごみの分別収集について、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。

分別拡大前（5 分別 7 品目）

家庭ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
------	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後（10 分別 15 品目）

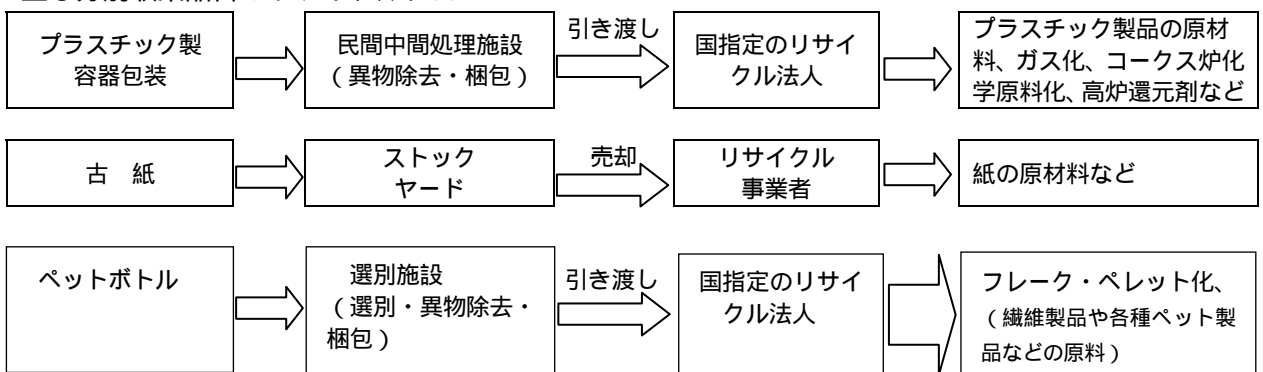
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボ ール、紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

分別収集品目の資源化量（平成 22 年度実績）

（単位：トン）

プラスチ ック製容 器包装	スプレ ー缶	古紙	古布	蛍光灯 ・電球	缶	びん	ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 金属	ガラス 残さ
48,958	588	17,478	2,551	206	10,490	21,973	12,421	5,384	435	6,657	5,435

主な分別収集品目のリサイクルフロー



イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成 5 年 3 月から 30% の世帯を対象に本格的にスタートし、平成 6 年 10 月からは市内の 45% の世帯に拡大し、平成 7 年 10 月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成 11 年 2 月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成 12 年 2 月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の 4 区へ拡大、平成 13 年 2 月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成 14 年 3 月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。

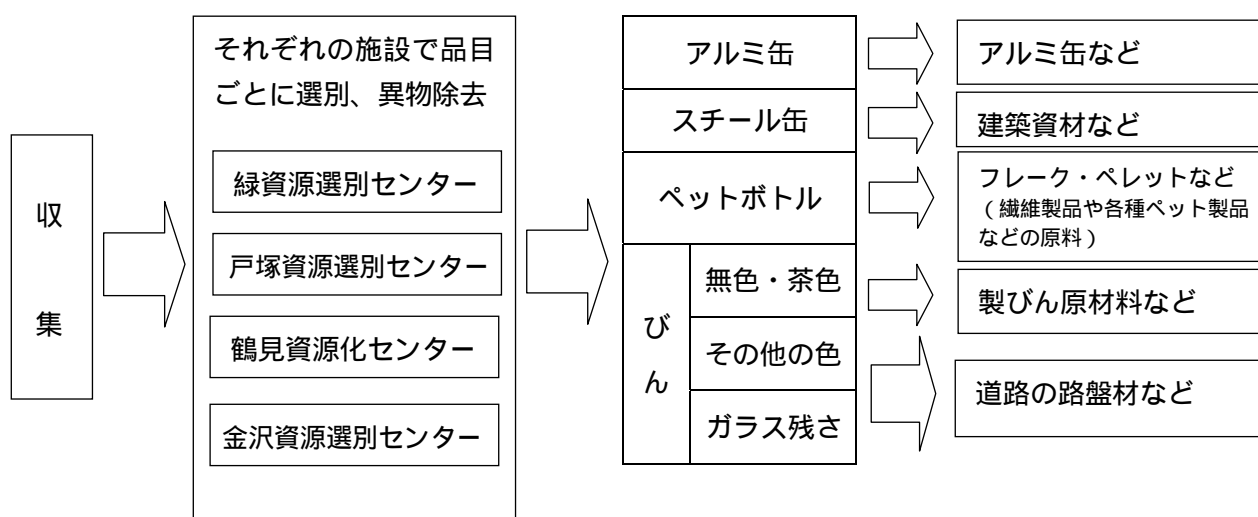
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：ト）

年 度		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
処 理 内 訳	アルミ缶	4,450	4,472	4,413	4,582	4,672
	スチール缶	6,825	6,578	6,219	6,069	5,818
	びん	18,802	21,134	21,182	21,604	21,973
	ペットボトル	11,668	12,238	12,241	12,087	12,421
	排出時の袋	1,428	1,605	1,151	350	360
	ガラス残さ	3,974	3,987	6,103	5,579	5,435
	合計	47,147	50,014	51,309	50,271	50,679

端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集した古紙及び古布は、市内 13 か所のストックヤード(一時保管場所)に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し再商品化しています。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別にご協力いただいている多くの市民の皆さまが不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない方に対して罰則(過料 2,000 円)を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

【平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの状況】

調査した集積場所数(延べ)	指導	勧告	命令	過料
19,154 か所	4,916 件	11 件	1 件	0 件

キ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対して改善の取組への協力を依頼しています。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、要望に応じて早朝啓発や分別説明会等の啓発・指導を集中的に実施しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会・町内会、子ども会、老人会、PTA 等市内約 4,000 団体が実施しています。

横浜市では、昭和 58 年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成 22 年度は、集団回収実施団体に対して 1 k g 当たり 3 円を、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成 23 年度も引き続き実施団体に対しては 1 k g 当たり 3 円を、資源回収業者に対しては品目別に市況に応じて算出した単価で回収量に応じて交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
回収団体（団体）		3,781	3,884	3,902	3,987	4,021
回収量（ト）		180,863	184,223	181,582	180,771	185,791
品目別回収量 （ト）	古紙類	175,740	178,571	174,314	172,805	176,460
	布類	4,324	4,766	6,317	6,990	8,298
	金属類	778	865	931	960	1,013
	ガラスびん	22	21	20	17	20

端数処理のため、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ケ 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びん・ペットボトルを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど112か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスをし、「ヨコハマ3R夢」をPRしています。

サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみをたい肥にする容器の購入助成（助成金額 上限3,000円/基、1世帯2基まで）を行っています。平成23年度の助成基数は800基を予定しています。

購入助成基数 (単位：基)

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
686	660	860	708	569

参考：平成4年度助成制度開始。累積21,705基

シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成（助成金額は購入額の2分の1とし、上限10,000円、1世帯1基まで）を行っています。平成23年度の助成基数は1,000基を予定しています。

購入助成基数

(単位：基)

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
2,009	2,225	1,417	499	338

参考：平成 15 年度助成制度開始（14 年度はモデル事業として実施）。累積 11,671 基

ス 生ごみ回収・資源化調査事業

本市のごみ減量が進む中であって、今なお「燃やすごみ」の約 34%を「生ごみ」が占めています。そこで「生ごみ」のリサイクルを推進するため、市民や関係機関等の協力を得ながら「生ごみバイオガス化実証実験」を行います。

平成 22 年度の実験結果を踏まえ、効率的な回収システム、臭気や保管に対する市民の負担軽減策の検討、作業の効率化、前処理システムの改善などを検討していきます。

平成 22 年度実績

参加地域：磯子区丸山一丁目の約 900 世帯

合計回収量：約 82 トン（異物を除去して、磯子検認所へ圧送した量）

実施方法：専用収集袋を使って集積場所に分別排出された生ごみを収集。磯子検認所で異物を除去し破碎したのち下水汚泥と合わせて環境創造局南部汚泥資源化センターでバイオガス化（ガス化された量は 14,000m³ と推計）。得られたガスは発電等に利用し、電力として供給。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけていきます。

平成 22 年度実績

事業者への働きかけ：7 回 2,414 名

イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年 1 回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、平成 23 年度からは台帳整理の為、中小事業所への電話による現況確認を開始しました。

大規模事業所立入調査実績

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事業所数	2,632	2,598	2,656	2,668	2,668
調査件数	1,000	1,036	709	634	822
参考 中小事業所 調査件数	-	-	918	862	1,105

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

搬入物検査実績

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
検査台数	141,756	165,879	156,864	164,095	176,847
指導台数	3,300	2,090	933	517	406
持ち帰り台数	101	57	30	32	27

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

平成 19 年 9 月に条例改正を行い、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務化し、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して、改善を促し、最終的には罰則(過料 2,000 円)を科する制度を設けました。

平成 20 年 5 月 1 日からその制度の適用が開始されました。

オ せん定枝のリサイクル

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設でせん定枝を破砕・発酵させ土壌改良材としてリサイクルします。

せん定枝リサイクル実績

(単位：ト)

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
搬入量	4,255	5,049	3,922	3,495	2,792
出荷量	1,170	1,130	1,305	1,680	1,287

カ 公共用コンポスト事業

小学校等に設置している生ごみ処理機で給食残さをたい肥にリサイクルすることにより、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

小学校給食残さのリサイクル実績

(単位：ト)

年 度		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
たい肥化	実施校数	64	60	60	56	52
	リサイクル量	392	392	348	362	312

たい肥化リサイクル量の実績は推計値

公共用コンポスト（生ごみ処理機）設置施設

【小学校】51校 平成23年4月1日現在

区名	学校名	区名	学校名	区名	学校名
鶴見区	駒岡小学校	旭区	左近山第一小学校	都筑区	東山田小学校
	潮田小学校		今宿小学校		中川西小学校
	獅子ヶ谷小学校		さちが丘小学校	戸塚区	川上小学校
神奈川区	菅田小学校	磯子区	白根小学校	栄区	東戸塚小学校
	神大寺小学校		不動丸小学校		公田小学校
	三ツ沢小学校		浜小学校	本郷小学校	
西区	戸部小学校	港北区	屏風浦小学校	泉区	中田小学校
	浅間台小学校		高田東小学校		飯田北小学校
中区	山元小学校	緑区	師岡小学校		緑園東小学校
	本牧南小学校		いぶき野小学校		岡津小学校
南区	六つ川小学校	青葉区	森の台小学校	瀬谷区	上瀬谷小学校
	井土ヶ谷小学校		青葉台小学校		大門小学校
	日枝小学校		美しが丘小学校		瀬谷第二小学校
港南区	港南台第三小学校	榎が丘小学校	瀬谷さくら小学校		
保土ヶ谷区	桜台小学校	都筑区	田奈小学校		南瀬谷小学校
	藤塚小学校		奈良小学校		
	坂本小学校		茅ヶ崎台小学校		
	常盤台小学校		勝田小学校		

【福祉施設】1施設

泉区	松風学園
----	------

キ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制と分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。

5 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、平成 23 年 4 月 1 日現在、一時休止中の保土ヶ谷工場を除く、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の 4 工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、焼却工場から発生する蒸気は、発電に利用するとともに自家消費及び余熱利用施設への供給を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

工場別焼却量

(単位：ト)

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
鶴 見 工 場	273,686	266,640	258,401	255,108	261,606
港 南 工 場	—	—	—	—	—
保土ヶ谷工場	143,620	138,367	136,382	122,758	—
旭 工 場	130,416	125,631	125,709	125,533	126,147
金 沢 工 場	302,498	289,187	266,235	267,380	289,435
都 筑 工 場	167,549	154,691	153,726	151,225	229,694
合 計	1,017,769	974,516	940,453	922,004	906,882

※港南工場は、平成 18 年 11 月に廃止。

※保土ヶ谷工場は、平成 22 年 3 月に休止。

(2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用を進めてきましたが、厳しい財政事情を受けて、平成 21 年 11 月に P F I 手法を用いた焼却灰セメント原料化事業を一時凍結しました。そして、平成 23 年度予算編成時に事業を再点検した結果、平成 23 年 1 月に本事業を中止することとしました。また金沢工場灰溶融施設についても、平成 22、23 年度は一時休止しています。

これらのことから、平成 23 年度は、予測されるごみ量や最終処分場の容量との整合を図りつつ、コスト縮減や社会情勢の変化に適合させた最適な焼却灰資源化の事業手法の検討を進めます。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
鶴見	1	0.016	0.030	0.0059	0.011	0.0073
	2	0.0089	0.020	0.0036	0.0015	0.0033
	3	0.018	0.026	0.016	0.0083	0.0058
保土ヶ谷	1	0.0049	0.0025	0.014	—	—
	2	0.017	0.0046	0.013	0.023	—
	3	0.0048	—	0.0063	0.019	—
旭	1	0	0.00011	0.00058	0.0055	0.000092
	2	0	0.0000018	0.0025	0.0020	0.000040
	3	0.0000005	0.000034	0.0037	0.0058	0.0000021
金沢	1	0	0.00012	0.00000051	0.000026	0.00000012
	2	0.0000010	0.000044	0.00000018	0.000070	0.00000082
	3	0.000051	0.000034	0	0.000028	0.00000065
都筑	1	0.0057	0.018	0.022	0.028	0.0056
	2	0.093	0.086	0.042	0.046	0.0051
	3	0.034	0.094	0.024	0.048	0.070

保土ヶ谷工場は、22年度は通年稼働なし

・排出基準 1ng-TEQ/m³N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³N)

(3) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の1か所で行っています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分しています。処分場で発生する余水については排水処理施設を設置し、適正に浄化処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場及び平成23年3月末で埋立を終了した神明台処分地では、定期的に大気、放流水、土壌等の環境調査を実施するなど、処分場周辺の環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

なお、平成23年度は、南本牧廃棄物最終処分場で埋立てを引き続き進めるとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内の新規処分場の平成29年度開設に向け、引き続き遮水護岸の地盤改良工事等を施工します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立処分を進めていきます。

一般廃棄物埋立量

(単位:ト)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
神明台処分地	124,789	112,889	102,665	113,003	122,799
南本牧処分場	26,975	17,534	12,500	12,592	16,846
計	151,764	130,423	115,165	125,595	139,645

他都市ごみ焼却残さ1,603トンを含みます。(全量、神明台処分地に埋め立て)

(4) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）に供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部下水道センター、南部下水道センターに供給し、更に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

平成22年度に売却された電力量は、約6万7千世帯（磯子区相当）の電力を賄う量に相当します。電力の売却にあたっては、RPS法（※1）を活用し電気分と環境価値分（※2）を売却することにより、平成22年度の売電収入は約23億円となっています（売電収入は平成22年3月～平成23年2月分で売電電力量は221,592,874kWhです）。

なお、保土ヶ谷工場は平成22年度から一時休止しており、余熱利用施設に対し、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を供給することができなくなっていますが、既存の補助ボイラ等を使用し、引き続き蒸気供給を行っています。

平成22年度発電実績（平成22年4月～平成23年3月）（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	売電電力量	余熱利用施設等
鶴見工場	95,770,770	33,449,449	58,806,031	3,515,290
旭工場	41,974,780	15,368,126	26,141,808	464,846
金沢工場	131,008,840	41,336,880	87,961,260	1,710,700
都筑工場	81,649,740	23,666,422	55,534,728	2,448,590
計	350,404,130	113,820,877	228,443,827	8,139,426

注) 鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター及び鶴見リサイクルプラザ消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

1 RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

新エネルギーの導入拡大を目的として、電気事業者に新エネルギー等から発電される電力量を一定量以上利用することを義務づけた法律です。RPS法の義務量の履行として、環境価値分を購入してもよいとされています。

（ごみ発電の内、生ごみや紙くずなどの生物に由来する廃棄物の焼却分は風力発電などと同様に新エネルギーとして認められています。）

2 環境価値分

新エネルギーとして発電する際に電力とは別に発生する付加価値で、新エネルギーなど電気相当量と呼ばれており、電力の売却とは別に有価証券のように売買が可能です。

(5) 廃棄物資源化技術等の調査・研究

埋立量を削減し最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の減量化・資源化有効利用等に関する技術の調査・研究を行っています。

(6) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収集運搬業	105	102	114	118	119
処分業	10	10	12	12	13

6 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。

また、各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

さらに、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区の6地区を喫煙禁止地区に指定しています。喫煙禁止地区では職員が巡回し、違反者には2,000円以下の過料を適用しています。

美化推進重点地区における活動状況（平成22年度）

重点地区数	全25か所 都心部：6か所（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区・新横浜地区） その他各区主要駅周辺：19か所
面積	都心部：443ha　その他各区主要駅周辺：485.6ha
美化推進員数	110人（うち、喫煙禁止地区内の啓発員：26人）
歩行喫煙者等への啓発指導	2,889件（喫煙禁止地区内の処分適用件数は下表のとおり）
歩道清掃（清掃日数）	52日～208日

喫煙禁止地区における活動状況（平成22年度）

喫煙禁止地区数	6か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 鶴見駅周辺地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 新横浜駅周辺地区
合計面積	約25ha
美化推進員数	26人
過料処分適用件数	2,584件

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、

警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

不法投棄防止実績

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
夜間監視パトロールの実施	延 300 日	延 330 日	延 250 日	延 210 日	延 400 日
警報装置の設置	0 か所	1 か所	4 か所	1 か所	1 か所
防止立て看板の作成	290 本・脚有 290 枚・脚無	2,450 枚 (プラスチック製)	245 本・脚有 220 枚・脚無	3,530 枚 (プラスチック製)	240 本・脚有 195 枚・脚無
※不法投棄処理	1,963 t	1,829 t	1,618 t	1,485 t	1,512 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	413 t	350 t	187 t	198 t	179 t

※ 処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
発見・通報	777	543	285	262	188
委員会諮問	299	240	157	112	92
諮問不要	69	29	13	14	7
横浜市撤去	357	241	147	95	112
自主撤去	469	333	230	163	127

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。

第5 し尿処理

1 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

平成 22 年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約 369 万人のうち、くみ取り処理約 0.2%、浄化槽処理約 0.5%と推計されます。

2 終末処理の状況

平成 22 年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 35,952k1 で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内には資源循環局管理の公衆トイレが、平成 23 年 4 月 1 日現在 82 か所あります。清掃は原則 1 日 1 回、日曜を除く週 6 回（一部、水曜を除く週 5 回）行い、清潔の保持に努めています。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点に災害対策用トイレを配備しています。

4 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 22 年度に申請受理した基数は 95 基で、その設置累計は 8,210 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築・宅地指導センター又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

古い浄化槽から新しい浄化槽に入れ替えるなど、建築確認を必要とせずに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各 1 通）を業務課浄化設備係に提出します。

(2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事検査を行っています。

平成 22 年度に行った工事検査件数は 253 件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成 23 年 4 月 1 日現在、浄化槽の清掃業許可業者（19 社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るよう指導しています。

平成 22 年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（167 基）

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（195 基）

ウ 清掃業者等関係業者の指導

5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位：k l)

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
し 尿 収 集 量	11, 229	10, 187	9, 732	8, 436	8, 121
浄化槽汚泥等収集量	30, 373	29, 252	29, 024	28, 079	27, 831
総 収 集 量	41, 602	39, 439	38, 756	36, 515	35, 952

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成21年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,012万トン（前年度比6.1%減少）です。中間処理等による減量化量は741万トン、再生利用量は約205万トン、埋立てや海洋投入により最終処分される量は約66万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

(単位：千トン/年)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
発生量	11,350	11,746	11,282	10,777	10,119
減量化量	7,339	7,460	7,179	6,944	7,411
再生利用量	3,076	3,336	3,255	2,930	2,046
最終処分(埋立, 海洋投入)が必要な量	935	950	848	903	662

(2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋め立て処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成22年度に市内で埋め立て処分された量は、約18,600トンでした。内訳は、処分業者による処分約2600トン、市による処分約16,000トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、約706,400トンで、その種類は赤泥及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、事業者及び民間処理業者が設置した施設がそれぞれ1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成22年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっており、かなり逼迫している状況になっています。

また、海洋投入処분을禁止するロンドン条約の批准等、環境保全のための法規制も厳しくなっています。

*ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准。

2 第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）^{スリム}

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第6次計画（平成23年3月策定、計画期間 平成23年度～27年度）に沿って取組が行われています。

【計画目標】

1 もっと進めよう3R

- (1) 市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について10%削減を目指します。
- (2) 産業廃棄物の3Rを推進し、平成27年度の再生利用率・減量化率の合計を93%以上に引き上げ、最終処分率を発生量の7%以下とすることを目指します。

2 環境にやさしい処理で、今も未来も安全・安心

- (1) 市内で保管されているPCB廃棄物について、平成28年度までに処分が完了するよう体制を整えます。
- (2) 産業廃棄物の不適正処理を未然防止するため、監視パトロールを強化します。
- (3) 処理業者について、排出事業者が安心して委託できる評価制度を実施します。
- (4) 公共関与による新規最終処分場の整備をします。
- (5) 地球温暖化対策として、熱回収施設の認定や低公害車の利用を促進します。
- (6) 緊急・災害時の廃棄物処理体制を見直し、整備します。

3 みんなで考えよう、産業廃棄物のこと

- (1) 市民が産業廃棄物を身近に感じられるよう啓発活動を実施します。
- (2) 排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合をします。
- (3) 事業系廃棄物に関する問合せ先の一体化を検討します。

3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OBを中心とした専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件 数	163	94	82	72	48

4 排出事業者指導

市内に約11万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所

約 7,000 を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理・処分状況を指導監視しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成 22 年度の事業所立入数は 601 件、分析調査は延べ 42 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 500 事業所を対象に、処理・処分に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

平成 23 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立ち入り等の指導を強化する等、再生砕石への石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の混入防止を徹底しています。処理法改正に伴い新たに創設された、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

5 PCB 廃棄物適正処理の推進

(1) PCB 廃棄物適正処理推進事業

市内の PCB 廃棄物は、「東京 PCB 廃棄物処理施設」（1 都 3 県の PCB 広域処理施設）で順次処理されていますが、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等の PCB 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

(2) 微量 PCB 汚染廃電気機器把握支援事業

国から交付される「地域環境保全対策費補助金」（地域グリーンニューディール分）を活用して、PCB 廃棄物の適正保管及び処理を推進するため、PCB の含有が疑われるトランス、コンデンサ等の電気機器等について、保管事業者が行う濃度測定のコストを補助します。平成 23 年度は、補助対象となる企業の規模要件を緩和し対象を拡大します。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の 4 種類の許可区分に分類されます。（処分業とは、焼却・破碎などの中間処理業、埋立、海洋投入の最終処分業です。）

(1) 許可件数の推移

（単位：件）

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
新規	588 (98)	652 (87)	502 (40)	492 (40)	469 (28)
変更	150 (24)	154 (24)	118 (10)	128 (16)	94 (14)
更新	773 (31)	697 (44)	886 (200)	1,107 (75)	1,038 (80)
合計	1,511 (153)	1,503 (155)	1,506 (250)	1,727 (131)	1,601 (122)

（ ）は内数＝特別管理産業廃棄物処理業
許可件数は許可内容（業の種類）ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収集運搬	5,477	5,797	5,973	6,083	6,148
収集運搬 中間処理	107	108	107	106	107
中間処理	18	17	19	14	14
収集運搬 最終処分	0	0	0	0	0
最終処分	2	2	2	2	2
合計	5,604	5,924	6,101	6,205	6,271

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立て処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立て終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、建設リサイクル法に基づく届出書等の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出の審査及び現場パトロール等により分別解体等及び石綿対策等の指導を行っています。

届出等の件数

(単位：件)

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
法	届出	7,584	7,220	6,187	5,879	6,468
	通知	1,302	1,395	1,431	1,456	1,321
計		8,886	8,615	7,618	7,335	7,789
要綱		1,612	1,572	1,412	1,342	1,396
計		10,498	10,187	9,030	8,677	9,185
現地指導調査		376	388	402	369	432

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数(平成23年3月末現在)

登録業者		許可業者	
引取業	680	解体業	48
フロン類回収業	94	破砕業	11

11 戸塚区品濃町産業廃棄物処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場については、産廃特措法に基づき、周辺地下水の汚染防止対策や廃棄物崩落・飛散防止対策などの改善工事を、平成20年度から本市が行政代執行で行っています。

※産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

第7 研 修 ・ 厚 生

1 職員研修

各種研修を実施することにより、職員の資質向上に努めています。

- ・ 技能職員研修
- ・ 資源循環局指導員研修
- ・ 人権啓発研修
- ・ 新採用及び局配置転換職員研修
- ・ 普通救命講習（平成16年2月から、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・ 応急手当普及員講習（平成16年5月に実施し、各事務所に配置）
- ・ 資源循環研修会

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、総務局にて実施する定期健康診断に加え、作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

(1) 特別健康診断等

じん肺健康診断、埋立処分地（硫化水素中毒予防）健康診断、腰痛健康診断、破傷風予防接種

(2) その他

作業用被服のクリーニング、救急薬品の配付

3 事故防止対策

労働衛生教育や研修等の諸施策を講じ、事故防止に努めています。

(1) 労働衛生教育等

交通安全研修会、安全作業研修

(2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

第8 (財)横浜市資源循環公社

廃棄物の適正な処理、処分と資源化再利用を行い、横浜市廃棄物処理事業の円滑な推進を支援するとともに、市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に、横浜市資源循環公社を設立し、事業を行っています。

1 概要

(1) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

(2) 所在地

横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地の 56

横浜市みなとみらい 2 1・クリーンセンター 6 階

(3) 基本財産（平成 23 年 4 月 1 日現在）

10,000 千円

2 事業内容

(1) 南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業

南本牧廃棄物最終処分場の管理並びに搬入される廃棄物の点検、検量、埋立処分及び処分費の徴収等を行っています。

(2) 廃棄物管路収集施設管理運営事業

みなとみらい 2 1 地区から排出される廃棄物を、空気の流れを利用した輸送システムにより収集する施設の管理運営を行っています。

(3) クリーンセンタービル管理事業

横浜市みなとみらい 2 1・クリーンセンタービルの事務室施設の管理を行っています。

(4) グリーンコンポスト施設管理運営事業

樹木をせん定した際に出る枝を粉碎・たい肥化し、グリーンコンポスト（土壌改良材）を製造し、緑化推進事業への利用と農家等への供給を行っています。

(5) 資源選別施設管理運営事業

分別収集により集められた資源物（缶・びん・ペットボトル等）の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(6) 粗大ごみ受付収集事業（収集区：港南・磯子・金沢・戸塚・栄）

市民から申込みを受けた粗大ごみを収集しています。また、市民が直接粗大ごみを持ち込むストックヤードの管理運営を行っています。

(7) 資源回収センター管理運営事業

資源物を資源集団回収や分別収集に出せない市民のために、随時受入れができる資源回収センターの管理運営を行っています。

(8) 神明台処分地スポーツ施設管理運営事業

神明台処分地のスポーツ施設及び多目的広場等の管理運営を行っています。

(9) 輸送事務所管理運営事業

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(10) 搬入土砂監視検査事業

建設発生残土の搬入土砂監視・検査を行っています。

(11) 南本牧処分場陸地部有効活用事業

処分場陸地化部分の一部をコンテナ用シャーシの置き場として貸し付ける事業を行っています。

第9 手数料関係

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

(平成23年4月1日現在)

種別	取扱区分	手数料及び費用		徴収方法
		通常の場合 額	特別に追加する場合 額	
動物の死体 及びし尿以外 の一般廃 棄物	第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1個につき 6,500円		その都度徴収する。
	(1) 第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 (2) 第26条第1項第5号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合 (3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	便器1基につき 3,000円 1キログラムにつき 26円		(1) 2か月を1期とし、納入通知書により徴収する。 (2) その都度徴収する。 (3) 収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。
産業廃棄物	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合 (2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき	1キログラムにつき 13円 1立方メートルにつき 3,250円		その都度徴収する。
	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物 (2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの (1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥 (2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 13円 1立方メートルにつき 3,250円 1キログラムにつき 13円 1キログラムにつき 15円50銭	処理が通常の方法により 難しい場合 5割相当額 処理が通常の方法により 難しい場合 5割相当額	その都度徴収する。 その都度徴収する。

2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	ごみ処理手数料	備 考
昭和 26.9	2 斗 入 (4.5kg)	5 円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29.10	〃	5 円	昭和 29.10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33.12	5 キログラム	5 円	昭和 33.10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1 キログラム	70 銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	〃	1 円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	〃	2 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	〃	〔処分地搬入 1 円 50 銭 工場搬入 2 円〕 6 円	昭和 46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	〃	〔処分地搬入 2 円 工場搬入 3 円〕 7 円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	〃	(施設搬入 3 円 50 銭) 11 円	昭和 50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	〃	(施設搬入 5 円) 15 円	昭和 52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	〃	(施設搬入 6 円) 17 円	昭和 58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	〃	(施設搬入 9 円 50 銭) 26 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
9. 1	〃	粗大ごみ 1 キログラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正
13. 4	〃	(施設搬入 13 円)	平成 12.12 〃 平成 13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	動物死体処理手数料	備 考
昭和 26.9	1個につき	200円	昭和29.10 清掃法 昭和30.1 業者委託
41.4	〃	400円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47.2	〃	500円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51.4	〃	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52.4	〃	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53.4	〃	2,000円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59.2	〃	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	〃	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定
13.4	〃	4,500円	平成12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正
17.4	〃	6,500円	平成17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正